

## 岐阜県生涯学習振興審議会条例

### (設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項の規定に基づき、岐阜県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。  
2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから、知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。

### (任期等)

第三条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第四条 審議会に会長一人及び副会長一人を置き、委員のうちから互選する。  
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

### (会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。  
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。  
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、必要に応じ、専門委員を置くことができる。  
2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。  
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。  
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。  
この条例は、平成十三年一月六日から施行する。